

2026年東金桜まつり出店要領

1. まつり開催概要

開催日：令和8年3月27日（金）～令和8年4月5日（日）

午前10時～午後8時45分まで

主催：東金市観光協会

内容：会場で、出店団体の販売等を実施します。

2. 出店について

(1) 出店場所 谷児童公園

(2) 出店可能期間 3月28日（土）・29日（日）、4月4日（土）・5日（日）

(3) 出店時間 午前10時（消防検査終了後）～午後8時45分まで

(4) 募集区画 キッチンカー 6区画程度

・5m×2.3m以内

・区画の割振りについては、出店者説明会にて決定します。

(5) 出店料 5千円

(6) 出店条件 東金市観光協会の会員であること

(7) 受付期間 3月2日（月）～3月9日（月）

※申し込み多数の場合は、抽選により決定するものとします。抽選となった場合の結果については、3月10日（火）に電話連絡します。

3. 出店者説明会について

(1) 日時 3月11日（水）午後6時から

(2) 場所 東金市役所4階 401会議室

・説明会にて、区画の割振りを行います。万が一、説明会へ出席できない場合は、主催者により決定させていただきます。

(3) 提出物 ①営業許可書の写し

②出店料5千円

4. 資格審査について

出店者が反社会的勢力等に該当しないことを確認するため、誓約書及び従事者名簿を提出してください。従事者名簿をもとに、警察に身分照会をします。

5. 設備について

出店に必要なものは各自でご用意ください。

※主催者は場所の提供のみ行います。

※3月28日（土）に消防署による検査を受けていただきます。

6. 搬入、搬出について

期間中の土日午前10時～午後9時まで会場周辺道路は車両進入禁止となります。

土日搬入については、午前10時までに完了してください。

4月5日（日）午後7時～午後8時は、花火打ち上げのため、車の移動はご遠慮ください。

7. 清掃について

出店に際して出たごみは各自処理して下さい。また、利用者の見える位置にごみ袋の設置をしてください。

終了後はブース内の後片付け、清掃をお願いいたします。

8. 注意事項について

- (1)主催者は、天候や天災その他不可抗力により日程の変更、または中止とすることがあります。主催者は、これによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する責任を負わないものとします。
- (2)主催者は本要領の業務に必要な範囲で個人情報を使用するものとし、出店者はこれに同意するものとします。
- (3)販売等において法令に抵触するもの、危険物、顧客等とのトラブルや苦情のおそれのある商品の出店はできません。
また販売に許認可を要するものは、必ず各自で確認し許可を取得してください。
- (4)出店物に対する顧客からのクレームについては、出店者において対処してください。
主催者は一切責任を負いません。
- (5)保健所への「行事開催届」の届出は主催者が行う予定です。
飲食物を提供する場合は、営業許可証の写しを添付してください。
臨時営業許可の対象とならない食品の販売を行う場合は、各自で保健所の許可を得てください。（詳しくは保健所で確認してください。）
- (6)未成年にお酒は売らないでください。また、飲酒をしての営業を行わないでください。
- (7)本要領に反する行為、会場内の秩序を乱す行為が認められた場合は、主催者の判断で、直ちに営業を中断していただいたり、翌年以降の出店を認めないこともあります。
また、営業を中断した場合、出店料の返金はいたしません。
- (8)3月28日（土）の消防検査は必ず受けてください。それ以降の日の出店に関しては、各自の裁量にお任せします。

9. その他

取り決めのない事項については、主催者及び出店者により定めます。

10. 出店申込書提出先・問い合わせ先

東金市観光協会事務局（東金市役所3階 商工観光課内）

TEL：0475—50—1142

Email：syokan@city.togane.lg.jp